県章

三重県公報

平成20年7月15日（火）
第　2001　号
毎週火・金曜日発行

目　　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
435	障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉室）	2
436	水防法の規定による浸水想定区域等の指定	（河川・砂防室）	2
	選管告示		
45	三重海区漁業調整委員会委員選挙における候補者の届出等の書類を提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会に提出すべき場所	（選挙管理委員会）	2
	監査委員公表		
6	監査結果の公表	（監査委員）	3
	公　　告		
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（男女共同参画・ＮＰＯ室）	9
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（　同　）	9
	同件	（　同　）	9
	土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（農地調整室）	10
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地室）	10
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発室）	10
	宅地開発事業に関する工事の完了	（　同　）	11
	正　　誤		
	平成20年7月8日付け三重県公報第1999号	（男女共同参画・ＮＰＯ室）	11

告　　　示

三重県告示第 435 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 20 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
病院・診療所	御浜はないクリニック	南牟婁郡御浜町大字上市木 2197	平成 20 年 6 月 1 日
薬局	ハロー薬局桑名店	桑名市大字大福字雀塚 472-1	平成 20 年 6 月 1 日
薬局	本町調剤薬局	鈴鹿市白子本町 12-9-1	平成 20 年 5 月 1 日
薬局	矢の五薬局夏見店	名張市鍛冶町 76	平成 20 年 5 月 1 日

三重県告示第 436 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の河川に係る浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同条第 3 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川・砂防室、三重県生活部情報公開室及び当該区域を管轄する建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

河　　　川　　　名	管 轄 す る 建 設 事 務 所
朝明川水系朝明川	四日市建設事務所
天白川水系鹿化川	
志登茂川水系志登茂川	津建設事務所
岩田川水系岩田川	
相川水系相川	
三渡川水系三渡川	松阪建設事務所
外城田川水系外城田川	伊勢建設事務所

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第 45 号

平成 20 年 7 月 31 日執行予定の三重海区漁業調整委員会委員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めましたので、告示します。

平成 20 年 7 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長　　大　　橋　　純　　郎

津市広明町 13 番地

三重県庁 2 階　三重県選挙管理委員会室

監査委員公表

監査委員公表第６号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第１項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第４項の規定により次のとおり公表します。

平成 20 年７月 15 日

三重県監査委員　鈴　木　周　作
三重県監査委員　永　田　正　巳
三重県監査委員　前　田　剛　志
三重県監査委員　秋　月　　　功

第1　監査の請求

1　監査請求のあった日　平成20年5月19日

2　請　求　人　住　所　津市相生町206
　　　　　　　　氏　名　田　中　　修

第2　請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3　請求人の陳述等

平成20年6月30日、地方自治法第242条第６項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県出納局職員の陳述を聴取した。

第4　監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査　第　４７　号
平成 20 年 7 月 10 日

田　中　　修　様

三重県監査委員　鈴　木　周　作
三重県監査委員　永　田　正　巳
三重県監査委員　前　田　剛　志
三重県監査委員　秋　月　　　功

住民監査請求について

平成 20 年 5 月 19 日に提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第１　監査の請求

１　請求の趣旨

監査請求書、補足説明書、陳述要旨等を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

（1）三重県出納局会計支援室（以下「出納局」という。）は平成 20 年 4 月 1 日三重県公報第 1971 号で三重県公共事業電子調達システム再構築業務委託（以下「再構築業務委託」という。）について、入札に参加を希望する者は同年 5 月 2 日（金）午後 5 時までに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等を提出すること、入札参加資格確認結果は同年 5 月 14 日（水）までに通知することなどを内容とする特定調達公告を行った。

出納局は平成 20 年 4 月 4 日三重県公報第 1972 号で住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ等運用管理支援業務委託（以下「運用管理支援業務委託」という。）について、入札に参加を希望する者は同年 5 月 7 日（水）午後 5 時までに申請書等を提出すること、入札参加資格確認結果は同年 5 月 14 日（水）までに通知することなどを内容とする特定調達公告を行った。

出納局は、上記２件の業務委託に係る一般競争入札（以下「当該入札」という。）に参加する業者の資格審査を行い、再構築業務委託を平成 20 年 5 月 19 日に、運用管理支援業務委託を同年 5 月 15 日にそれぞれ入札した。

（2）出納局は、日本電気株式会社三重支店（以下「当該事業者」という。）に対し、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「停止要綱」という。）別表第 1 第 3 号に該当する契約違反があったとして、平成 20 年 4 月 11 日付けで、同年 4 月 12 日から同年 5 月 11 日まで１か月間の落札資格停止を決定した。

（3）三重県知事は、平成 20 年 4 月 30 日及び同年 5 月 7 日にそれぞれ当該事業者から上記２件の業務委託に係る申請書の提出を受けたところ、それぞれの申請書には「停止要綱による落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要

件に該当しないこと。」と記載されていた。資格確認を行った出納局は、自ら当該事業者に落札資格停止措置を講じたもので、平成 20 年 4 月 30 日及び同年 5 月 7 日付けでした資格確認認定は、当該事業者が資格確認要件で欠格事由を有し、瑕疵があることを十分予見しながら行ったものである。

このように、当該事業者から提出された申請書には虚偽の記載がなされていることから、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項第 2 号「提出した申請書及びその添付書類に虚偽の記載等、不正な手段により有資格者の通知を受けたとき。」に該当するもので、要綱の規定に従い、資格確認結果を取り消さなければならない。

（4）申請書には『本店の代表者以外の者が申請を行う場合は「委任状（第 3 号様式)」で申請にかかる権限の委任がされていることが必要です。』と明記されているにもかかわらず、当該事業者は本店の代表者の委任状を提出せず、出納局職員らは当該事業者が当該入札に係る資格要件を欠き、不適格業者であることを知り得る立場にありながら資格確認を恣意的に怠り、当該事業者に契約の相手方として便宜供与を謀った。

また、出納局は要綱第 3 条第 2 項第 1 号の三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）（以下「名簿」という。）登録者であって登録済みの情報に変更がない者をもって添付書類の提出を省略できるものとしているが、当該事業者が名簿登録時に提出した委任状は、電気通信事業の建設工事に係る委任にすぎず、物件関係の入札も含めた包括委任が当該事業者になされたわけではないので、当該事業者の提出書類には不備がある。

（5）このようなことを考慮して考えると、提出された申請書に虚偽記載、委任状未添付があったにもかかわらず、出納局職員が資格確認を恣意的に怠り、特定の業者に便宜供与を謀ったことは、厳正な入札制度の秩序を乱すとともに公共調達に係る契約執行に公平・中立を欠き、契約の趣旨や目的に反する。以上により、法第 138 条の 2 及び同法施行令第 167 条の 6 第 2 項の規定に違反し、三重県会計規則第 71 条第 1 項の規定に該当することから本契約は無効であり、資格確認を恣意的に行うなどした出納局職員の行為が官製談合であることは明白であることから、上記業務委託契約２件に係る当該事業者との契約を取り消すことを求める。

落札資格停止期間中に当該事業者から提出された申請書について、出納局が行った資格確認認定が適法であるとするならば、停止要綱の趣旨を歪め没却することになる。さらに、出納局は平成 20 年 6 月 1 日付けで、委任状提出免除の場合の明確化、資格確認の基準日の明確化などの要綱改正を急遽行ったが、これにより当該事業者と締結した２件の業務委託契約の違法が是正されたわけではない。

2　監査対象事項

監査対象事項は、「再構築業務委託及び運用管理支援業務委託について当該事業者に対する資格確認は要綱の規定に違反した点があるか。」及び「資格確認は、当該事業者に便宜を図るなど著しく妥当性を欠くものであるか。」とした。

3　対象部局の監査等

平成 20 年 6 月 16 日に出納局の監査を実施した。

第２　事実関係の調査

１　要綱第４条第１項第１号に規定する要件の確認

要綱第４条第１項第１号に規定する要件である「契約を締結する能力及び権限を有していること」の確認の時期は要綱第４条第２項第１号により「入札の実施まで」とされている。確認基準日については明記されていないが、従来から申請書提出期限日を確認基準日として実務上運用していた。なお、平成 20 年６月１日付けの同要綱改正により、同条項に確認基準日が申請書提出期限日となることが明記されたところである。

本件の申請書提出期限日はそれぞれの特定調達公告 3「入札者に求められる義務」に記載されているところにより、再構築業務委託は平成 20 年５月２日、運用管理支援業務委託は同年５月７日となる。

要綱第４条第１項第１号に規定する要件は事前確認事項（入札参加資格）と呼ぶべきものであるが、申請書と同時に提出される書類（法人であれば法人登記簿謄本や現在事項証明書等の写し）で確認する。要綱第３条第２項各号においては、入札参加資格に必要な事前確認のための書類の提出を省略することができる場合を規定しており、第１号では「名簿登録者であって、登録済みの情報に変更がない者」とされている。

当該事業者はその第１号に該当するとして申請書の 4.特記事項に必要事項を記載したうえで、法人登記簿謄本等の書類の提出を省略しているが、出納局は「三重県財務会計システム」で第１号に該当する業者であることを確認し、当該事業者が有資格者であるとの入札参加資格確認結果を平成 20 年５月８日付けで通知している。

２　要綱第４条第１項第３号に規定する要件の確認

要綱第４条第１項第３号に規定する要件である「三重県から落札資格停止の決定がなされ、当該落札資格停止期間中でないこと」の確認の時期は要綱第４条第２項第２号では「契約締結権者が定める時期まで」とされ、さらに同項第３号において「前号で契約締結権者が時期を定めない場合は、原則として入札日より５日以内とする。」とされている。いずれも確認基準日については明記されていないが、従来から入札日を確認基準日として実務上運用していた。なお、平成 20 年６月１日付けの同要綱改正により、同条項に確認基準日が入札日となることが明記されたところである。

当該事業者の落札資格停止期間は平成 20 年４月 12 日から同年５月 11 日までとなっており、入札日は運用管理支援業務委託が同年５月 15 日、再構築業務委託が同年５月 19 日となっているので、出納局職員は落札資格停止要件に該当しないことを確認している。

３　委任の有無についての確認

委任状については要綱第３条第１項第１号エ及び同項第２号エにおいて申請書と同時に提出する書類として記載されており、要綱第４条第１項第１号についての確認書類の一つであるので、上記１のとおり申請書提出期限日が確認基準日となる。

但し、上記１のとおり要綱第３条第２項によって添付が省略できることとされ、当該事業者はその第１号に該当するとして提出を省略している。

なお、平成 20 年６月１日付けの同要綱改正により、本店の代表者以外の者が 4.特記事項

のいずれかに該当する者であるときは委任状添付の必要がない旨が申請書に但書で明記されたところである。

4　本件請求に直接関係する要綱を平成20年6月1日に改正した趣旨

請求人が本件に関わる情報公開請求を出納局に対して行っているが、平成20年5月16日に落札資格停止期間等の件について請求人と意見交換している。その後出納局内でも検討した結果、要綱の基本的な考え方は変わらないが、誓約事項等の表現に誤解が生じるおそれがあるとして同年6月1日に改正した。

第3　監査委員の判断

1　結論

請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2　結論に至った理由

（1）請求人は申請書の提出日（平成20年4月30日及び同年5月7日）時点では、停止要綱による落札資格停止期間中であったにも関わらず、同申請書において「落札資格停止措置を受けている期間中でないこと」を誓約したことは虚偽記載であり、出納局職員も当該虚偽記載を容認したとして、要綱に基づき、当該事業者の落札資格を取り消すべきであると主張する。

確かに、改正前の要綱の第1号様式である申請書の誓約事項3として示されている「停止要綱による落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。」の確認基準日がいつなのか要綱に明記されていないため、請求人が摘示するような疑義を生じさせるところである。

しかしながら、申請書は要綱で定めた様式であり、当該誓約事項は要綱第4条第1項第3号に規定する要件に該当するものであることから、第2の2で述べたように要綱第4条第2項により入札日が確認基準日となる。このことは停止要綱第2条第5号で「落札資格とは、三重県会計規則第六十一条第一項及び第二項に規定する競争入札参加資格のうち入札後に資格確認を行うものをいう。」と定義していることからも明らかである。従って、当該誓約事項は、確認基準日である入札日において落札資格停止期間に該当しないことを誓約したものといえる。

本件請求についてこれを見ると、第2の2で述べたとおり落札資格停止期間は入札日時点では終了していることとなり、当該事業者が虚偽記載を行ったとは認められず、出納局職員の行為は虚偽記載について容認したものではない。

（2）請求人は、本店の代表者以外の者が行う申請の場合は「委任状（第 3号様式）」により権限の委任がなされていることが必要であるところ、当該事業者は支店であるにもかかわらず委任状を提出しておらず、権限の委任がなされていることを示していないと主張する。

要綱第3条第2項第1号に該当する場合は委任状を含む資格確認書類の添付が省略できると規定されているので、4.特記事項(1)において当該事業者が名簿登録番号及び登録内容変更「無」と記載した上で、委任状を添付しなかったことについて何ら要綱の規定に違反する

ものではない。従って、当該事業者の提出書類には不備があると認めることはできない。

それにしても請求人は、当該事業者が名簿登録時に提出した委任状は、電気通信事業の建設工事に係る委任にすぎず、物件関係の入札も含めた包括委任が当該事業者になされたわけではないので、当該事業者の提出書類には不備があるとも主張する。

確かに名簿登録時に当該事業者から提出されている委任状は、電気通信事業に係る建設工事関係に限定する文言はないものの、建設工事に係る入札参加資格の確認及び審査に際して提出されたことは確かである。そのうえで、事業者の事務負担軽減の観点から、既に提出されている委任状や名簿登録事項に変更がないと確認することをもって、物件関係の入札についても委任があるものとみなす当該要綱の考え方に従って、出納局職員が委任状を徴取しなかったことについては、資格確認を恣意的に怠ったものとは認められず、当該事業者に対して便宜供与を図ったものとはいえない。

（3）請求人は、出納局職員が、三重県会計規則第 71 条第 1 項第 1 号及び同第 7 号に違反している当該事業者の資格確認を恣意的に怠り、当該事業者を契約の相手方として便宜供与を謀ったことは、法第 138 条の 2 及び同法施行令第 167 条の 6 第 2 項に違反し、厳正なる入札制度の秩序を乱すとともに公共調達に係る契約執行に公平・中立性を欠くものであること等により、本契約が官製談合（入札談合関与防止法）である事は明々白々であると主張する。

しかし、上記（1）・（2）で述べてきたように、出納局は要綱に基づいて当該事業者の資格確認を適正に行っているから、公共調達に係る契約執行に公平・中立性を欠くとの請求人の主張には理由がない。

なお請求人は、落札資格停止期間中に当該事業者から提出された申請書について、出納局が行った資格確認認定が適法であるとするならば、停止要綱の趣旨を歪め没却すると主張しているが、出納局は要綱に従った手続きに沿って事務を執行しているのであって、そのことが直接、停止要綱の趣旨を歪めることには繋がらない。さらに請求人は、平成 20 年 6 月 1 日付けの要綱改正によって当該事業者と締結した 2 件の業務委託契約の違法が是正されたわけではないと主張しているが、本件は改正前の要綱に基づき判断すべき事案であり、当監査委員は改正前の要綱に従って適否を判断したものである。

公　　　告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・ＮＰＯ室に備え置いて、平成 20 年 9 月 7 日まで縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

1　申請のあった年月日

平成 20 年 7 月 7 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人トータルサポートスクラム

(2)　代表者の氏名

鈴木　創

(3)　主たる事務所の所在地

いなべ市北勢町大辻新田 831 番地

(4)　定款に記載された目的

この法人は、心身障害者その他支援を必要とする人々に対して、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、環境の保全の為のリサイクル、子供の健全育成、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動に関する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・ＮＰＯ室に備え置いて、平成 20 年 9 月 7 日まで縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

1　申請のあった年月日

平成 20 年 7 月 7 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人やさと伊坂・山村ダム公園化推進協議会

(2)　代表者の氏名

藤田　増幸

(3)　主たる事務所の所在地

四日市市伊坂町 797 番地

(4)　定款に記載された目的

この法人は、四日市市八郷地区の伊坂ダム・山村ダム周辺の遊歩道や緑地等の空間を、自らの手で維持管理し、市民の健康増進と憩いの場を提供する総合公園化を目指すとともに、自然環境の保全、青少年の健全育成、市民の交流、文化・スポーツの振興などの事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・ＮＰＯ室に備え置いて、平成20年9月7日まで縦覧に供します。

平成20年7月15日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　申請のあった年月日

平成20年7月7日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人地域と自然

(2)　代表者の氏名

中西　崇雄

(3)　主たる事務所の所在地

名張市安部田2853番地の13

(4)　定款に記載された目的

この法人は、これからの社会の重要な担い手である次世代の子ども達を始め、子ども達を教育する立場の親、教育者、今現在の経済社会の第一線で活躍する大人達、そのほか日本を支える全ての人材に対して、自然環境の調査・保全・再生、自然に宿る心の保全・再生・普及、まちづくりに関する事業を行い、もって人と自然が調和した豊かな心と社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、御浜町営土地改良事業（村づくり交付金事業（農道整備、ほ場整備、農業用用排水施設整備）御浜南部地区）の計画は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年7月15日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2　縦覧の期間

平成20年7月16日から平成20年8月13日まで

3　縦覧の場所

御浜町役場産業建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知がありました。

平成20年7月15日

三重県知事　野　呂　昭　彦

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間

平成20年7月21日から平成20年8月31日まで

3　作業地域

鈴鹿市道伯五丁目地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成20年7月15日

三重県知事　野　呂　昭　彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 6 月 17 日	松阪市嬉野中川町字野口 624-1 ほか 1 筆ほか	京都府京都市南区上鳥羽角田町 77-1 株式会社林 代表取締役　原　本　元　柱
平成 20 年 6 月 17 日	松阪市鎌田町字南出 74-4 ほか 6 筆ほか	松阪市鎌田町 418 中　里　富　和
平成 20 年 6 月 19 日	桑名市大字芳ケ崎字コロビ坂 1068-1 ほか 6 筆	愛知県小牧市大字大草字大野 5786-123 株式会社三喜工務店 代表取締役　三　輪　憲　一
平成 20 年 6 月 23 日	多気郡明和町大字佐田字西相野 2221-1 ほか 1 筆	多気郡明和町大字馬之上 946-32 株式会社田端興業 代表取締役　田　端　幸　男
平成 20 年 6 月 24 日	松阪市嬉野中川町字東野田 1528-17 ほか 2 筆	大阪府大阪市東住吉区杭全 5 丁目 7-27-1301 田　端　嘉　堯
平成 20 年 6 月 25 日	松阪市川井町字粥鍋 973-1 ほか 2 筆	津市丸之内 9-18 三交不動産株式会社 取締役社長　柳　生　利　勝
平成 20 年 6 月 25 日	松阪市宝塚町 1579 ほか 4 筆	松阪市久保町 1855-255 協和不動産株式会社 代表取締役　和　田　幾　夫
平成 20 年 6 月 27 日	桑名市大字能部字花貝戸 494-1 ほか 3 筆	桑名市大字能部 497 黒　田　正　弘
平成 20 年 6 月 30 日	松阪市中道町字浜新田 720 ほか 1 筆	津市高茶屋小森町 1707-366 株式会社橋本商事冷凍輸送 代表取締役　橋　本　貴　史

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 20 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事　　野　　呂　　昭　　彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 6 月 17 日	鳥羽市石鏡町字中ノ山 473-1 ほか 24 筆	鳥羽市浦村町 1215-5 株式会社サン浦島 代表取締役　吉　川　勝　也

正　　誤

平成 20 年 7 月 8 日付け三重県公報第 1999 号に登載しました、指定管理者の募集の公告中

ページ	行	誤	正
11	11	召集	招集

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/